

## 人事

人権擁護委員に  
荒井氏・平山氏を推薦

荒井 政夫（手賀490番地）

平山 邦寛（繁昌219番地8）

平成20年12月31日で倉田和男氏、荒井氏が任期満了になるため、引き続き荒井氏を、また新たに平山氏を推薦することに同意しました。

教育委員に  
下河邊氏を選任

下河邊幸夫（手賀108番地）

平成20年11月30日で大崎博之氏が任期満了となるため、新たに下河邊氏を任命することに同意しました。

固定資産評価委員に大橋氏・海老澤氏・椎名氏を選任

大橋 和範（行方1978番地1）

海老澤 昭（両宿703番地1）

椎名 繁（手賀200番地）

平成20年11月30日で平野毅氏、河野剛氏、鈴木民弥氏が

任期満了になるため、新たに3氏を選任することに同意しました。

## 報告

継続費精算書の報告

継続費の継続年度が終了したので、継続費精算書の報告がありました。

平成19年度一般会計継続費精算額 16億7,581万500円

・玉造中学校施設整備事業

健全化判断比率、  
資金不足比率の報告

財政健全化法の規定により、『健全化判断比率』、『資金不足比率』の報告がありました。

## 専決処分

平成20年度補正予算

一般会計

・民生費 老人保健特別会計

繰出金250万円を増額

老人保健特別会計

・医療給付費 現物給付3,

000万円を増額

## 条例

手数料徴収条例の一部改正

国の財政措置（特別交付税）が拡大されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付手数料が無料になりました。

ふるさと応援寄附金  
基金条例の制定

ふるさと納税制度による寄附金の具体的な使途を明確にし、基金の造成を行うための条例を制定しました。

基金として積み立てられた寄附金は次の事業のために使います。

- ・帆引き船運行事業
- ・子育て推進事業
- ・その他まちづくり事業

資金積立基金条例の一部改正及び介護給付費準備基金条例の制定

「介護給付費準備基金」が資金積立基金条例から分離して、新たに条例として制定されました。

## 平成20年度 補正予算

| 会計別 | 補正額               | 主な内容   | 総額   |                     |
|-----|-------------------|--|--|---------------------|
| 一般  | 2億<br>8,585万円     | 再編交付金/1億2,700万円<br>新公共交通運営基金積立金/3,240万円<br>地域コミュニティ事業交付金/1,107万4,000円<br>道路整備事業/9,000万円<br>障害者福祉作業所運営事業/2,555万9,000円<br>園芸農業振興事業/3,520万3,000円<br>避難所表示看板設置事業/1,125万円 | 151億6,861万<br>9,000円                                   |                     |
| 特別  | 国民健康保険            | 1,632万<br>5,000円   | 特定健康診査等事業費/159万3,000円<br>退職者医療療養給付費交付金返還金/1,224万5,000円 | 48億3,587万<br>5,000円 |
|     | 介護保険              | 3,205万<br>9,000円   | 前年度繰越金/3,187万4,000円<br>一般会計繰出金/2,514万9,000円            | 24億7,675万<br>9,000円 |
|     | 農業集落排水事業          | 5万<br>7,000円   | 農業集落排水事業償還金利子積立金/5万7,000円                              | 4億1,225万<br>7,000円  |
|     | 特定環境保全公共<br>下水道事業 | 13万<br>3,000円  | 下水道事業償還基金利子積立金/13万3,000円                               | 2億9,063万<br>3,000円  |
|     | 流域関連公共<br>下水道事業   | 148万<br>8,000円   | 消費税納付金/140万円   | 5億158万<br>8,000円    |

## 児童公園条例の一部改正

新田児童公園が廃止になりました。

このほか、国の法律の改正等に伴い、次の条例の一部が改正になりました。

- ・ 公共施設の暴力団等排除に関する条例
- ・ 認可地縁団体印鑑条例
- ・ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 附属機関に関する条例

## その他

### 土地改良事業の計画の概要

土地改良法の規定により、中原地区の農業生産基盤整備事業（一般地帯型）農道の計画の概要を定めました。

この事業では、農道の拡幅整備と舗装を実施します。

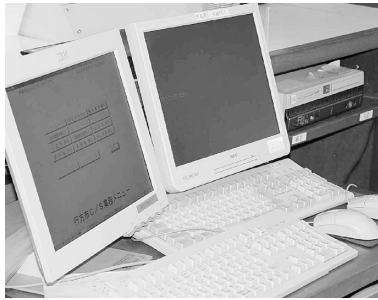
- 総延長 340メートル
- 全幅員 5メートル
- 全体事業費 1,300万円

## 土地開発公社の定款の変更

民法の改正や郵便貯金法の廃止に伴い、定款が変更になりました。

## 情報ネットワーク整備 備品購入契約の締結

- ・ 契約方法 指名競争入札
- ・ 契約金額 2,352万円
- ・ 契約相手  
リコー販売株式会社 茨城支社  
公共文教営業部部长 小野田光男  
物品納入期限  
平成20年12月1日まで



セキュリティ強化のためサーバ及びパソコンの整備を行います

## 意見書

教育厚生委員会提案による、次の意見書が可決され、内閣総理大臣を初めとする国の関係機関に提出されました。

### 教育予算の拡充を求める意見書（一部要約）

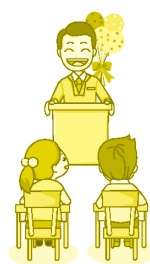
教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられるようにする必要があります。そのた

め、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、政府においては、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

- ① きめ細かい教育の実現のために、第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を実施すること。
- ② 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- ③ 教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

- ④ 教職員の人材確保のため、教職員給与の財源を確保・充実すること。
- ⑤ 学校統廃合問題は、子どもたちを中心に据え、保護者や地域住民の意見等を聞きながら慎重に検討すること。



## どうなった?! 請願・陳情

### 採択となった請願

- 教育予算の拡充を求める請願  
【請願者】  
茨城県教職員組合鹿行支部  
行方班班長 尾高和弘

### ◆ 議会へ請願・陳情される方へ ◆

○ 請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、提出者の住所、氏名を書いて押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名及び押印が必要です。
- ※ 紹介議員がつかないときは、陳情書としてください。
- ※ 道路等は簡単な地図、略図、図面等を付けてください。

(表紙例)

|                             |
|-----------------------------|
| 請願(陳情)書<br><br>紹介議員<br>署名 印 |
|-----------------------------|

(内容例)

|   |
|---|
| 〇〇〇についての請願<br>(陳情)<br><br>1. 要 旨<br>2. 理 由<br><br>平成 年 月 日<br>請願(陳情)者の住所<br>氏名 印<br><br>行方市議会議長 殿 |
|---|